

# 第2次飯綱町環境基本計画

(令和5年度改定版)

～健全で豊かな環境の恵みを守り継承する飯綱町～

令和5年10月



飯 綱 町



# 第1章 環境基本計画の基本的な枠組み

## 1 計画改定の背景

「第2次飯綱町環境基本計画」（以下「本計画」という）は、「第1次飯綱町環境基本計画」（計画期間：平成20年度～29年度）の環境像を継承しつつ、新たな施策の導入や見直しを行い平成30年3月に策定されました。

現在、本計画に基づき様々な環境施策を進めているところですが、計画策定から5年が経過し、その間、令和3年12月に、町全体の基本計画となる「第2次飯綱町総合計画後期基本計画」が策定されたほか「飯綱町景観条例」が町議会において可決成立し、令和4年2月には、景観法に基づく景観行政団体への移行及び「飯綱町景観計画」が策定されるなど、環境に関連する新たな条例の制定や計画の策定、見直しが行われ様々な施策が推進されています。

また、気候変動の影響による自然災害が地球規模で増加している中、地球温暖化、資源の循環、生物の多様性など環境を取り巻く社会情勢も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、目指すべき環境像を実現するためには、目標の達成状況や取り組みの進捗状況、町民の意識等を検証し、社会情勢の変動や施策の成果などを的確に反映させることが必要です。

このため、本町の豊かな環境を再認識する中で、本計画の今までの取り組みの検証と新たな課題に対応する効果的な取り組み等の検討を行い、より実効的な本計画を推進するため、令和5年度において見直しを行うものです。

## 2 環境基本条例と環境基本計画の位置づけ

平成17年に旧牟礼村と旧三水村との合併により飯綱町が誕生し、平成18年3月に「飯綱町環境基本条例」が制定されました。環境基本計画はこの飯綱町環境基本条例第7条に基づき策定される計画であり、環境の保全及び創造に関して最も基本となる計画です。したがって、環境に関連した町の個別計画や事業は、本計画に沿って進められる必要があり、町民（個人・家庭）、事業者（地域・団体）、町（行政）の環境に関する協働取組の基本的な指針となります。

また、環境基本計画の上位計画となる「第2次飯綱町総合計画」や国や長野県の上位計画、連携中枢都市圏構想環境関連事業とも整合を図り、連携しながら、飯綱町の環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

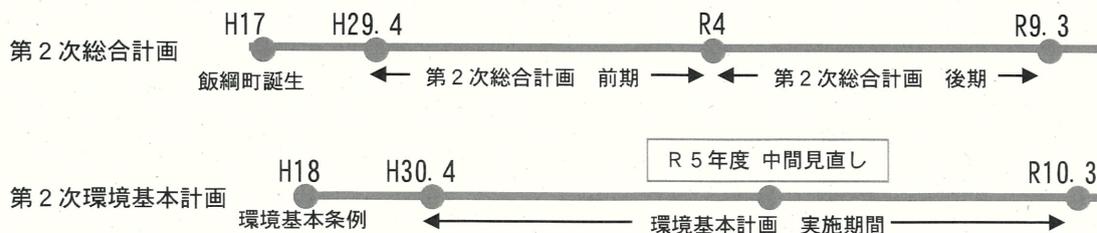


図 1-1 飯綱町における第2次総合計画と環境基本計画の期間

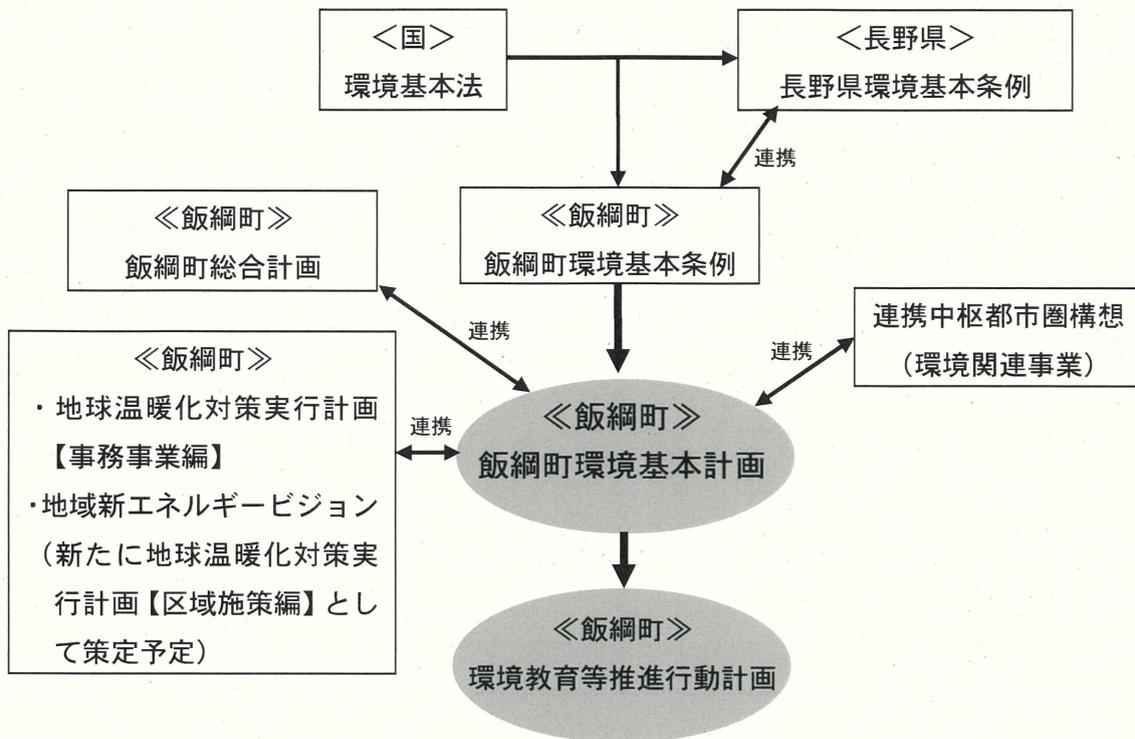


図 1-2 飯綱町環境基本計画とその他法令・計画との関係

### 飯綱町環境基本条例 基本方針

町は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康が守られ、生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全な環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の保護及び健全な自然環境に寄与する農地等の保全を図り、人と自然との豊かなふれあいが保たれること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 自然環境と一体となった地域性豊かな景観の確保並びに歴史的及び文化的な特性を生かした良好な環境を創造すること。
- (5) 環境の保全に資する取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。
- (6) 町民及び事業者の環境の保全に資する自発的かつ積極的な取組が促進されること、及び町民等の意見が反映されること。

### 3 計画の目的

本計画は、町民（個人・家庭）、事業者（地域・団体）、町（行政）などあらゆる立場の人々が連携して環境問題の解決に向けて行動することを目指します。飯綱町の豊かな環境を保全し、将来の世代を含めた町民が、安全で快適に暮らすことができるように『飯綱町らしいまちづくり』の実現に向けた具体的な行動を、総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

### 4 計画の期間

平成30年3月に策定した「第2次飯綱町環境基本計画」（計画期間：平成30年度～令和9年度（2018～2027））の中間見直しを行い、目標年次の令和9年度までの計画を新たに定めるものです。

### 5 計画の対象地域

本計画の対象地域は飯綱町全域です。ただし、周辺市町の環境や、地球環境への影響も可能な限り配慮するものとします。

### 6 計画の主体と役割

今日の環境問題は、行政主導の規制的な対応だけでは決して解決できません。社会の構成員である全ての主体が、それぞれの立場に応じて責任を自覚し、環境保全のために自主的・積極的に行動していくことが必要です。

#### ■町役場（行政）の役割

町役場は、「飯綱町らしいまちづくり」の実現に向け、飯綱町環境基本計画に基づき、環境保全のための取組を推進します。町役場は自らが事業者であることを自覚し、これらの施策を率先して実施します。施策は役場内で総合的に調整し、行政全般において着実に実施していく必要があります。

#### ■町民（個人・家庭）の役割

私たち一人ひとりのライフスタイルが、大量生産・大量消費・廃棄物の大量発生の社会経済構造を生みだし、現在の環境問題を引き起こしています。飯綱町の全町民が行動すれば、それは大きな効果として現れます。自分たちが日常生活において環境に与えている影響を理解し、脱炭素、省エネルギー、ごみ減量など自ら環境への負荷を低減するよう努めます。

#### ■事業者（地域・団体）の役割

事業者は、事業活動の発展と環境保全との両立を目指していく必要があります。事業活動にあたり、省エネルギー、廃棄物の削減と適正処理、自然環境の適正保全などにより環境への負荷を低減し、環境配慮型の事業活動を進めます。また、事業者も地

域社会の構成員として地域や町が行う環境活動にも協力し、地域の環境づくりに貢献していきます。

### ■保育園・学校（行政）の役割

保育園・学校は、保護者や地域の方々と協力しながら、郷土の自然体験活動や環境美化活動など、子どもたちの環境教育・学習に積極的に取り組むことによって、子どもたちが環境への関心を深めることや環境のために行動する力を育てます。

## 7 計画の改定手順

本計画の改定は、上位計画である第2次飯綱町総合計画後期基本計画の内容と整合を図るものとします。

また、計画策定後5年を経過した第2次飯綱町環境基本計画の取り組みの検証を行うとともに環境を取り巻く社会情勢の変化に伴う新たな課題を把握し、それらに対応する、より実効的な内容とするための見直しを行い、役場の関係各課との調整や環境審議会での審議を経て改定するものとします。

## 8 SDGs (持続可能な開発目標) との関連性

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2016年から2030年までの国際目標のことです。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGsには、環境・経済・社会の幅広い分野にまたがる目標が掲げられており、気候変動や再生可能エネルギー、海洋保全や生物多様性保全など、環境に関する目標が多く掲げられています。

このSDGsについては、本町としても重要な取組であることを認識し、環境基本計画の具体的な取組にSDGsの目標を関連付け、SDGsの推進に取り組んでいきます。



## 第2章 飯綱町のすばらしい環境

### 1 歴史と自然が織りなす環境

#### (1) 飯綱三郎天狗の里

古来より山岳霊場の一部と考えられている飯縄山ですが、13世紀の室町時代に飯縄権現が古文書に現れるとのこと。飯綱三郎天狗は縁起等では白狐に乗って天竺より日本に飛来した「十天狗」とあります。飯縄信仰は密教修法「魔法いづなの法」を操る修験者たちによって全国に広められ、飯縄山は全国各地にある飯縄信仰の中心であったとも言われており、甲賀忍者との関連が語られ、謡曲や歌舞伎に登場するなど様々に変節する時代の中で常に人々を惹きつけてきました。

また、山頂付近の土中からは、戦後の一時期まで「天狗の麦飯」と言われる藻類や菌類のような粒状のものが産出し、食用にしたと言われています。

豊かに語られ、人々の想像力をかき立ててきた、そんな土地に私たちは住んでいます。

また、飯縄山自体は、江戸時代は飯縄社領であり、立入りは規制されていたものの、霊仙寺山側は広く一帯が採草地として利用されてきました。里山として、人々の生活と深い関わりをもってきた山でもあります。



写真 2-1 飯綱権現（飯綱三郎天狗）像  
【 いづな歴史ふれあい館所蔵 】



写真 2-2 中宿から見た飯縄山(左)と霊仙寺山(右)

## (2) シンボルとしての木々

飯綱町には歴史的な遺産や文化財などが数多くあります。社寺をはじめ、城跡、堤、窯跡、石碑、峠道、遺跡など、至る所で今も歴史の息づかいを感じることができます。

また、集落の中には、大きな樹が見られることがあります。これらは人々の営みの中で育ち、長い風雪を人々の思いの中で守られてきました。そして、季節ごとにすばらしい景観を醸成して、今も多くの人々に親しまれています。



写真 2-3 地蔵久保のオオヤマザクラ（長野県天然記念物）



写真 2-4 袖ノ山のシダレザクラ（長野県天然記念物）

### (3) 豊かな自然環境

飯綱町には、ミズバショウ園などに代表される豊かな自然が今も多く残っています。飯綱町は日本海側気候の影響を受けて、地形・地質などの条件によって多様な環境が成立しています。高い山々だけでなく、里山、草原、湿地などの環境はそれぞれ特有の景観を形成し、様々な動物たちを育みます。動植物の中には、国内や県内でも限られた地域に分布にするような重要なものも含まれており、これらは飯綱町の貴重な財産です。



写真 2-5 ミズバショウ園



写真 2-6 エゾリンドウ  
(橋本君江氏撮影)



写真 2-7 ナニワズ (樹木) の花

### (4) 歴史の中に横たわる風景

飯綱町にはすばらしい風景が数多くあり、住んでいる人々、訪れる人々の心に残るものとなっています。それらが美しいのは、ただ整った形をしているだけではなく、歴史に裏打ちされた風景だからではないでしょうか。

例えば、矢筒城址は高みの地形が戦の戦略上必要だったとしても、そうした歴史の跡を地域の人々が守り続けてこそ、現在の風景があると考えられます。歴史の時々を深く織りなす風景は、この町が自然だけでなく、豊かな歴史に育まれていることを物語っています。



写真 2-8 矢筒城址

## 2 暮らしに息づく環境

### (1) 谷戸（谷津）に支えられた豊かな自然環境

飯綱町には猛禽類のサシバが大変多いことが、研究者の調査によって明らかにされました。長野盆地には非常に少ないサシバが、坂中峠を越えて飯綱町に入るとなぜか多く生息しているという報告です。もともとサシバの分布は偏ることが知られ、その理由は必ずしもはっきりしていませんが、丘陵地の谷間の水田や林がセットになった「谷戸（谷津）」に多く見られます。サシバは耕作地周辺で営巣し、カエルやヘビなどを食べています。つまり人の営みと密接な関係にある生き物なのです。おそらく飯綱町の、水田と林地が短冊状に分布している環境が、カエルやヘビを好んで獲るサシバの習性に適していると考えられます。

かれら猛禽類は、自然界では生態系の頂点に位置し、豊かな自然の存在を証明するバロメータでもあります。視力は人の何倍も良く、遠くから人間の動きを敏感に察知し警戒する反面、長い里山の歴史の中で、人々の生活と共存しながら暮らしています。例えば、水田に入る地元の人々には慣れているのか、農作業の傍らの電柱によく止まって採餌のチャンスを伺っているようすが見られます。

サシバの住む飯綱町の林に挟まれた水田は、今では少なくなった谷戸（谷津）の風景を現在も残している自然豊かな土地であることを示しています。



写真 2-9 早春の谷戸（谷津）の風景

## (2) 高原と茅場（かやば）

飯綱町には古くから人々が住み、現在見られる風景の原型が形作られてきたと思われます。地域の里山は、人々の手によって採草地や雑木林として育てられ、人々は屋根を葺く茅や家畜のための草を刈り取ったり、薪を取ったり、炭を焼きながら暮らしてきました。

里山の草原は、戦後に森林化したものの、現在その一部はスキー場となって、再び草原として維持されており、草原性の植物や昆虫など様々な生き物を育てています。近年、草原は独自の豊かな生態系をもつことが様々な研究から解っています。人間の活動が深く関わっている里山で育まれた多様な生き物たちの多くが、里山の消失とともに今、絶滅の危機に瀕しています。

また、細々ながら現在も茅を採る茅場として使われているところもあり、かつての風景が偲ばれます。



写真 2-10 スキー場のススキ草原

### (3) 農業が育んだ大地

桃の花に誘われて多くの人々が訪れる丹霞郷は、桃の果樹栽培が作った景観です。見事に咲き誇った花景色は昔から多くの画家に親しまれ、愛されてきましたが、同時に、この風景は飯綱町の農業が元気であることを示しています。桃だけでなく、りんごもまた飯綱町の優良な特産品であり、地域の方々が大事に育てた果樹が元気に育っています。町を彩る春から初夏にかけての果樹園の美しい風景は、農業が育んだ大地の風景なのです。

今、町では、後継者育成という課題を解決するための取組が進められていますが、農業は産業という側面だけではなく、景観や地産地消など、様々な観点から環境と関わりが深い分野です。



写真 2-11 丹霞郷



### (4) 街道のやさしさを伝える花々

飯綱町は牟礼宿に代表されるように、古くから多くの人々が行き来した交通の要衝でした。豊かな物資が行き交った街道筋では、現在も集落や畑の周りに植えられた草花が美しく季節を告げています。現代の都市部では花は買うのが当たり前になっていますが、こうして育てられている野辺の花々が、住んでいる人の心を映しているようにも見えて、行き交う人々の気持ちを和ませてくれます。



写真 2-12 道端の盆花（若宮）

### 3 岐路に立つ環境意識

これまで、飯綱町には豊かな自然と景観と歴史とが織りなす人々の生活があることを述べてきました。その他にもトウギョのように地域の人々が上手に自然と向き合いながら、大切に守ってきた地域の環境財産には、他の都市に負けない豊かさがああります。

しかし今、この地域の財産が大きな曲がり角にさしかかっているのも事実です。町内の山林を歩くと、各所で不法投棄が見られます。中には1世帯分の家具や家電類が投棄されている事例もあります。町の一斉清掃では、毎年たくさんの不法投棄された廃棄物が回収されています。家の周りを見渡せば、かつて子どもたちが魚をすくい、蛍が舞い、生活の場でもあった川は、次々と直線化された結果、魚影は少なくなり、川に入る人も見かけなくなりました。



写真 2-13 各地で見られる不法投棄



写真 2-14 直線化した河川（斑尾大橋下）

かつては町中に生き物たちの姿があり、周りの田畑とそれらを囲む豊かな里山と川がありました。旧牟礼村と旧三水村が合併した新しい飯綱町の姿は、空から見れば、鳥居川を挟んで蝶がハネを広げた姿に見えます。ここが私たちの先人が長く守り育てた自然豊かな土地であり、連綿と生命のネットワークが続いてきた“ふるさと”なのです。

この“ふるさと”をどのように次の世代に引き継ぐか、現在の私たちに問われています。

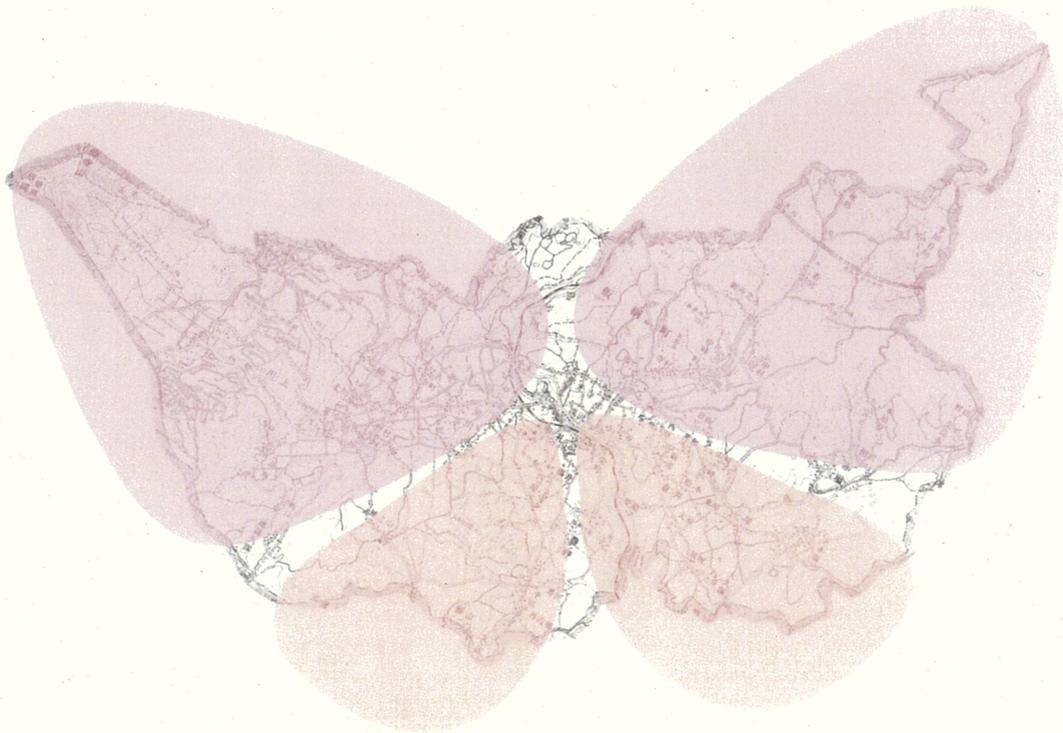


図 2-1 蝶の姿を想起させる飯綱町の形

## 第3章 望ましい環境の将来像と基本方針

---

飯綱町が目指す将来像は、長い歴史と文化が育まれた飯綱町の豊かな資産を引継ぎ、平成の合併を経たこれからの長い町づくりの道程において、誰もが住んでよかったと実感できるふるさとづくりです。

将来像や基本方針の策定に当たっては、上位計画である『第2次飯綱町総合計画』を踏まえたものにする必要があります。総合計画における将来像、環境に関わる項目として、以下の内容が示されています。

---

### ～ 第2次飯綱町総合計画後期基本計画より抜粋 ～

#### ●まちづくりの基本理念（目標）

『あふれる自然 共に豊かな暮らし創生』

#### ●町民の年代層に応じた基本目標

まちづくりの基本理念を実現するため、町民一人ひとりが年代層に応じ、取り組むべき基本目標を定めています。

【幼年期】よく遊び、よく学び仲間とともに心と体を育もう

【青年期】夢と希望と勇気をもって積極的にチャレンジしよう

【壮年期】家族や地域との絆を深めよりよい暮らしをつくり出そう

【熟年期】世代を超えた交流の輪を広げ、地域社会で元気に活躍しよう

#### ●分野ごとの行動目標

『あふれる自然 共に豊かな暮らし創生』を目標に、基本構想を実現するための行動目標を6つの分野に分けて定めています。行政のみならず、個人・家庭、地域・団体、さらにはそれらが共動（共に動く）して、まちづくりを総合的かつ計画的に進めます。

##### 分野1 自然・環境

【基本方針】美しい風景を育て、豊かな自然と共生する持続可能な社会の構築

○政策1 良好な自然環境や景観の次代への継承

○政策2 自然の恵みの享受と環境への負荷軽減

## ～町民意向調査等の結果、分析等～

### 1. 第2次飯綱町総合計画後期基本計画策定に関するアンケート

まちづくりに関する町民の意向を把握するため、令和3年1月に無作為抽出による18歳以上の住民1,200人を対象とした満足度調査を実施しました。回収率は45.0%（回答者数の合計：540人）で、この調査結果から、自然環境関連施策の満足度と重要度による施策の評価区分について次のとおり分析されています。

【重点課題】…最も課題のある施策であり、重点的に推進するもの。

○ふるさとの景観を守る

【継続推進】…継続的に町民の満足を得られるよう施策を推進するもの。

1. 里山・森を守る
2. 省資源・資源循環の推進

【課題】…課題のある施策であり、必要性を検証し施策を推進するもの。

該当無し

【要検討】…一定の成果が得られており、継続の必要性を検証するもの。

○自然に親しむことができる機会を増やす

### 2. 地球温暖化対策実行計画策定に関するアンケート

地球温暖化対策に関する町民及び町内事業者の意向を把握するため、令和4年9月に無作為抽出による20歳以上の住民1,200人及び町内に事業所を持つ事業者257社を対象としたアンケート調査を実施しました。回収率は町民アンケートが39.3%（回答者数の合計：472人）、事業者アンケートが40.1%（回答者数の合計：103社）で、地球温暖化対策への考えや重要度についての調査結果は次のとおりとなりました。

【地球温暖化問題に対する考え】（住民アンケート結果）

- 地球温暖化問題への関心や危機感が高い。
- 地球温暖化問題の原因や責任については国や企業よりも自分たちにあると考えている人が多い。

【地球温暖化対策の施策の重要度】（住民アンケート結果）

- 全体的に「とても重要」「やや重要」が多い傾向にあるが、「森林の維持管理による二酸化炭素の吸収量増加」、「企業のエネルギー消費量の削減、再生可能エネルギーの導入」の重要度が特に高い。

【地球温暖化対策に関する事業所での取り組み】（事業者アンケート結果）

- 全体的に実施している割合は低いが、「エネルギー使用の見直し、使用量の削減」、「省エネ型設備等の導入」などは比較的实施している割合、今後実施を予定、検討する割合が高い。
- 世界的、全国的な取組に参加している事業者は現状少ないが、今後実施を予定、検討する事業者も1～2割程度おり、今後徐々に増えていくことが望まれる。

【再生可能エネルギーの導入意向】（事業者アンケート結果）

- 太陽光発電システムとバイオマス熱利用が同程度に導入されている。
- 「導入に興味はあるが、導入できない」が30～50%程度を占めており、これらの事業者にいかに導入してもらうかが重要である。
- 新エネルギービジョン策定時から比べ、バイオマス利用は導入率が高まっている傾向にあり、「導入したいと思わない」は大きく減少している。

以上の状況を踏まえて、既存の施策の改善や新たな立案等を行うとともに多く町民の方が実感として持っている飯綱町の良さを整理しながら、飯綱町らしいまちづくりに向け、環境基本計画に定める望ましい環境の将来像を次のとおりとします。

○ 望ましい環境の将来像

**健全で豊かな環境の恵みを守り継承する飯綱町**

また、本計画の基本方針とそれに基づく政策を第2次飯綱町総合計画後期基本計画になり次のとおりとし、第4章でその具体的な施策や取り組みを記載します。

○ 基本方針と政策

美しい風景を育て、豊かな自然と共生する  
持続可能な社会の構築

- ・政策1 良好な自然環境や景観の次代への継承
- ・政策2 自然の恵みの享受と環境への負荷軽減

## 第4章 具体的な取組



### 1. 良好な自然環境や景観の次代への継承

#### ○背景と課題

飯綱町に住む私たちは、飯縄山をはじめ四方を囲む山々からもたらされる様々な恵みのおかげで、豊かに暮らすことができています。これまで町では、植栽や草刈りなどの森林整備を進めるほか、町民参加の春・秋一斉清掃や不法投棄の防止活動を行うなど、住民との協働により、町の自然を守るための取組を行ってきました。

今後も、私たちはこれまでと変わらず自然とともに生きていきます。この大切な自然を守るため、多様な自然環境の適切な維持管理・保全に努めるとともに、快適な暮らしや産業の発展との調和を図りながら、良好な自然環境と大切なふるさとの景観を次代に継承します。

#### 【重点課題】

- ・再生可能エネルギー※<sup>1</sup>設備等の環境や景観との調和
- ・森林や農地の荒廃化防止と多面的機能の維持・保全
- ・多様化する特定外来生物※<sup>2</sup>への対応
- ・不法投棄の未然防止

**行動目標 自分たちの手で大切な里山を守ろう！**

#### 個人・家庭

- ①森林整備や植樹のボランティア、緑の募金等の活動へ積極的に参加します。
- ②町内の清掃活動へ積極的に参加します。
- ③家庭ごみの分別徹底とリサイクル、適切な処理、食べ残しの削減などごみの減量化に取り組みます。
- ④農業生産に伴い生じる廃棄物は、決められた場所で適正に処分します。
- ⑤公共交通機関を優先的に利用します。
- ⑥作業委託を含め、所有する山林・農地の適切な維持管理や整備・活用に努めます。

※<sup>1</sup>再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど持続的に利用できる非化石のエネルギー源

※<sup>2</sup>特定外来生物：地域の自然環境・生態系等に悪影響を及ぼす恐れのある外来生物(もともと日本にはいなかった生物)

## 地域・団体

- ①森林所有者間の連携を強化し、施業共同化<sup>※1</sup>等の合意形成を促進します。
- ②地域でのボランティアによる清掃活動を企画するなど、景観の保全に取り組みます。
- ③ごみの減量化の方法について話し合う機会を創出します。
- ④地域全体のごみの減量化とリサイクル、宴会時の食べ残しの削減に努めます。
- ⑤事業所から出されるごみは、事業系のごみとして適切に処理します。
- ⑥集会所や事業所等に省エネルギー機器を積極的に導入します。
- ⑦自然と関わるイベント等を通じて、自然環境の保全に努めます。
- ⑧持続可能な森林管理と木材利用の促進に努めます。
- ⑨農業用水路は定期的に清掃し、適切な保全管理に努めます。

## 行政

### 個別の施策1 豊かな自然環境の保全・継承

- ①将来にわたり生活環境及び自然環境に悪影響を及ぼすおそれのある施設建設等については、迅速に調査を行うとともに、必要に応じて審査・指導を行います。
- ②生態系を脅かす特定外来動植物の把握・移入防止・早期駆除に努めます。
- ③森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、間伐、広葉樹林化等を推進します。
- ④松くい虫やナラ枯れなどの被害の拡大を防止し、森林の保護に努めます。
- ⑤農薬や化学肥料の使用を抑えた環境に優しい農業を推進します。
- ⑥大気、水質などの調査により、環境汚染等の未然防止を図ります。

### 個別の施策2 ふるさとの景観の保全・育成

- ①景観条例・景観計画を基に、町民や事業者と協働で良好な景観づくりに努めます。
- ②耕作放棄地や荒廃農地の発生防止と解消を図り、景観の維持と保全に努めます。
- ③監視活動を強化し、ごみの不法投棄の未然防止を図ります。
- ④河川や用水、ため池などの整備は、自然に最も近い材料や工法を用いて周辺環境の保全に努めます。

※1施業共同化：隣接する複数の所有者の森林を面的に取りまとめて共同で森林整備を実施すること。

## 数値目標

| 区分   | 項目  | 中間目標<br>(令和4年度) | 現状<br>(令和4年度)    | 最終目標<br>(令和9年度) |
|------|---|-----------------|------------------|-----------------|
| 評価指標 | 耕作放棄地率  | —               | 8.3%             | 8.0%            |
|      | 役場環境推進専門の担当者数   | 1人              | 0人               | 1人              |
|      | 町一斉清掃参加人数   | 1,250人          | 約500人            | 1,250人          |
|      | 不法投棄の量  | 3.0トン           | 1.2トン            | 1.0トン           |
|      | 水質調査全箇所(河川平均値)でのBOD※1値  | 2.0mg/L以下       | 0.9~2.7mg/L      | 2.0mg/L以下       |
| 住民評価 | 里山・森を守る満足度  | —               | 30.5%<br>(令和2年度) | ↑               |
|      | ふるさとの景観を守る満足度   | —               | 27.6%<br>(令和2年度) | ↑               |
| 個別計画 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯綱町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想</li> <li>・人・農地プラン</li> <li>・飯綱町農業振興地域整備計画</li> <li>・飯綱町過疎地域持続的発展計画</li> <li>・飯綱町森林整備計画</li> <li>・飯綱町景観計画</li> </ul> |                 |                  |                 |

※1BOD: 水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。「生活環境の保全に関する環境基準」では、河川の利用目的に応じて類型別に定められており、鳥居川はA類型で環境基準は2.0mg/l以下とされている。

## 2. 自然の恵みの享受と環境への負荷軽減※1

### ○背景と課題

町では、町が誇りとする自然豊かな環境の中で子どもたちが感性豊かに育つことを願って、保育園において昆虫観察や木の実拾い等の自然に触れる保育を積極的に取り入れるなど、自然に親しめる子育て環境の充実に力を入れてきました。

今後も、子どもたちをはじめ、町内外の多くの人たちに町の豊かな自然をめいっぱい楽しんでもらえるように、自然に親しむことができる機会の創出に努めていきます。

また、豊かな自然環境の価値・機能や資源の魅力を最大限に活かしながら、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めます。

### 【重点課題】

- ・学びや体験の場としての自然環境の魅力発信と活用機会や場づくり
- ・地域に潜在する多様な再生可能エネルギーの活用
- ・脱炭素社会や循環型経済など持続可能な社会構築に対する意識啓発

## 行動目標 町の自然をめいっぱい楽しもう！

### 個人・家庭

- ①身近な自然への関心を高めます。
- ②積極的に自然と触れ合います。
- ③自然に親しめる公園（町民の森）づくりに積極的に参加します。
- ④省エネルギー機器（LED照明など）や再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- ⑤一人ひとりが節電や節水への意識を高めます。

### 地域・団体

- ①身近な自然を活かした地域での創意工夫による体験の場を作ります。
- ②企業の研修などにおいて、自然体験プログラムを導入します。
- ③飯縄山や霊仙寺山の登山、ノルディックウォーキング、アジサイの植栽など、自然環境と親しめるイベントの実施を継続します。
- ④安心して遊べ、自然と親しめる公園づくりに協力します。
- ⑤太陽光発電設備は適切な場所への設置を求めます。

※1環境への負荷：人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。  
（環境基本法第2条第1項）

## 行政

### 個別の施策1 自然と親しめる場や機会の創出

- ①森林や里山の自然とふれあう機会を創出し、森に対する親しみと理解を深めます。
- ②町の自然を親子で体感・体験できるプログラムを創出します。
- ③自然の親しみ方や関わり方を伝えるインストラクターを養成します。
- ④町内の森林整備を促進し、森林環境や町内産木材を活用したプログラムを創出します。
- ⑤自然に親しめる公園（町民の森）の整備など、憩いの場づくりを進めます。
- ⑥自然に親しめる公園の整備を、地域と一緒に手づくりで進めます。

### 個別の施策2 脱炭素・省資源・省エネルギー・資源循環の推進

- ①LED照明やペレットストーブ<sup>※1</sup>などの省エネルギー機器の普及促進を図ります。
- ②環境に配慮しながら、太陽光発電、地中熱、小水力発電等の再生可能エネルギーの活用やクリーンエネルギー自動車<sup>※2</sup>の導入など、脱炭素に寄与する取組を積極的に進めます。
- ③りんごの剪定枝、間伐材などのバイオマス資源<sup>※3</sup>の利活用を研究します。
- ④ごみの分別を徹底し、ごみの減量、再利用、再資源化を促進します。
- ⑤ごみの減量やリサイクルなどの環境学習を推進し、町民の環境への理解・関心を深めます。
- ⑥公共施設に電気自動車充電設備の設置を計画的に進めます。

---

※1ペレットストーブ：木を粉々に砕いて乾燥させ圧縮形成したもの（ペレット）を燃料にしたストーブ。

※2クリーンエネルギー自動車：走行時の排出ガスが少ない又は全く出ない環境にやさしい自動車。

※3バイオマス資源：動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く）。

## 数値目標

| 区分       | 項目   | 中間目標<br>(令和4年度) | 現状<br>(令和4年度)    | 最終目標<br>(令和9年度)       |
|----------|--|-----------------|------------------|-----------------------|
| 評価指標     | 林業体験参加者数   | 150人            | 22人<br>(令和2年度)   | 200人<br>【300人】        |
|          | 町自然体験プログラム※ <sup>1</sup><br>数  | 50プログラム         | 10プログラム          | 20プログラム<br>【100プログラム】 |
|          | 民間含む信州型自然<br>自然保育認定園※ <sup>2</sup> 数   | 4園              | 4園               | 4園                    |
|          | 森林整備・木材活用・自然<br>体験等提供を行う団体   | —               | 1団体              | 1団体                   |
|          | 町の事務・事業における<br>CO <sub>2</sub> 排出量   | 3,813t          | 4,070t           | 3,319t<br>【3,647t】    |
|          | 1人1日当たり可燃ごみ<br>排出量   | 378g<br>(令和元年度) | 353g             | 341g<br>(令和6年度)       |
|          | こどもエコクラブ<br>登録団体数  | 5クラブ            | 0クラブ             | 5クラブ<br>【10クラブ】       |
| 住民<br>評価 | 自然に親しむことができ<br>る機会を増やす満足度  | —               | 27.8%<br>(令和2年度) | ↑                     |
|          | 省資源・資源循環の推進<br>満足度   | —               | 28.1%<br>(令和2年度) | ↑                     |
|          | 家庭ごみの分別の徹底や<br>減量化、リサイクルなど<br>に取り組んでいる   | —               | 92.8%<br>(令和2年度) | ↑                     |
| 個別計画     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飯綱町地域新エネルギービジョン</li> <li>・飯綱町過疎地域持続的発展計画</li> <li>・第2次飯綱町地球温暖化対策実行計画</li> <li>・第2次飯綱町ごみ減量化計画（G35）</li> </ul> |                 |                  |                       |

※【 】内は第2次飯綱町環境基本計画に定める当初最終目標値

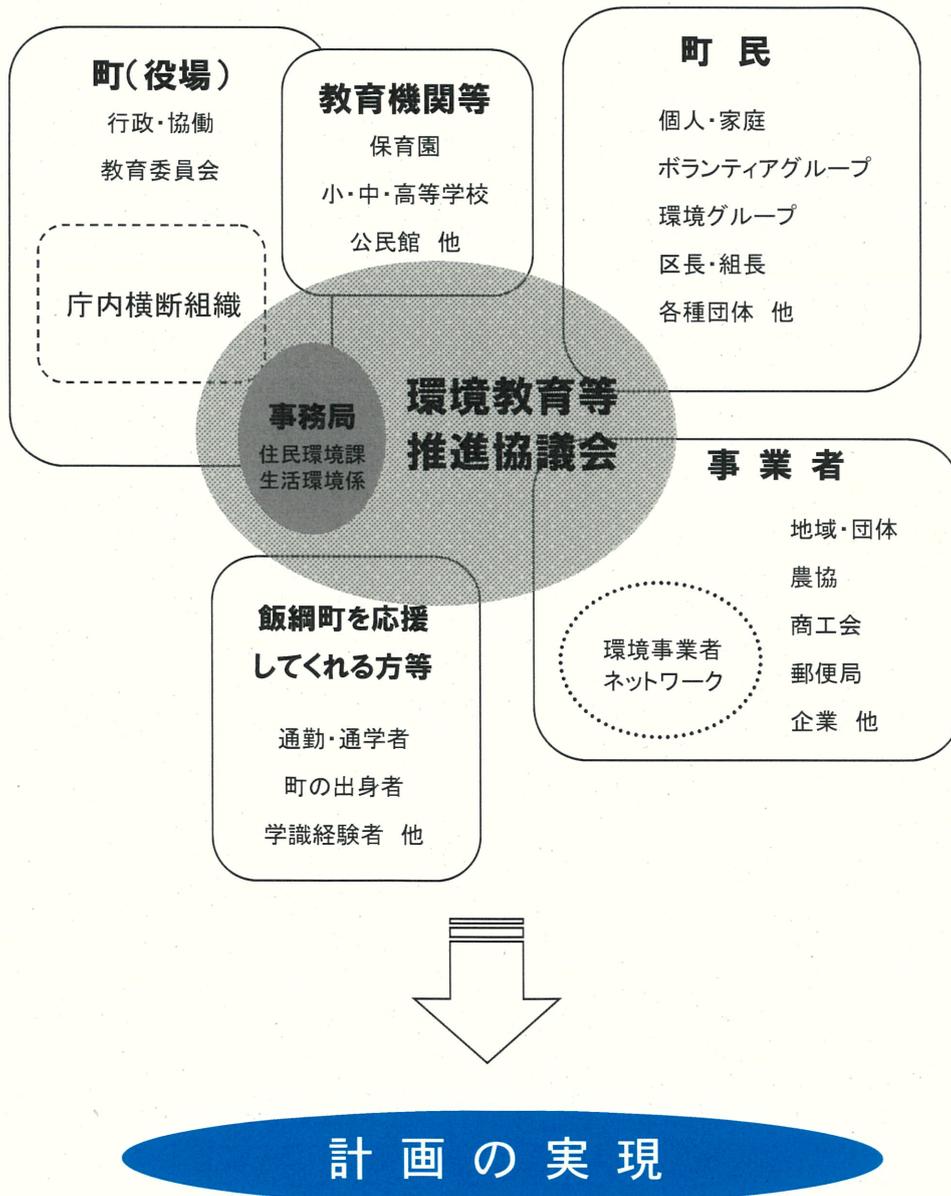
※1 町自然体験プログラム:町の自然を親子で体感、体験できるプログラムで町が直接または委託により実施するもの。

※2 信州型自然保育認定園:長野県が平成27年度から始めた制度で、信州の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用して、屋外を中心に様々な体験活動を積極的に取り入れた保育・幼児教育を行う園(団体)として認定を受けた保育園。

# 第5章 推進体制と進行管理

## 1 推進体制

環境基本計画を実現していくためには、町民（個人・家庭等）、事業者（地域・団体・企業等）、町（役場、教育機関等）などの各主体が自立的な活動をするとともに、お互いが協働して推進する体制が望ましい姿です。町では「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条の2に基づき、町民、事業者、教育関係者、学識経験者、関係行政職員などから任命された委員で構成される「環境教育等推進協議会」を設置し、環境基本計画に基づく自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を策定し、実施するよう努めます。また、「環境教育等推進協議会」の事務局は役場住民環境課が担当し、関係機関との連絡調整を行います。



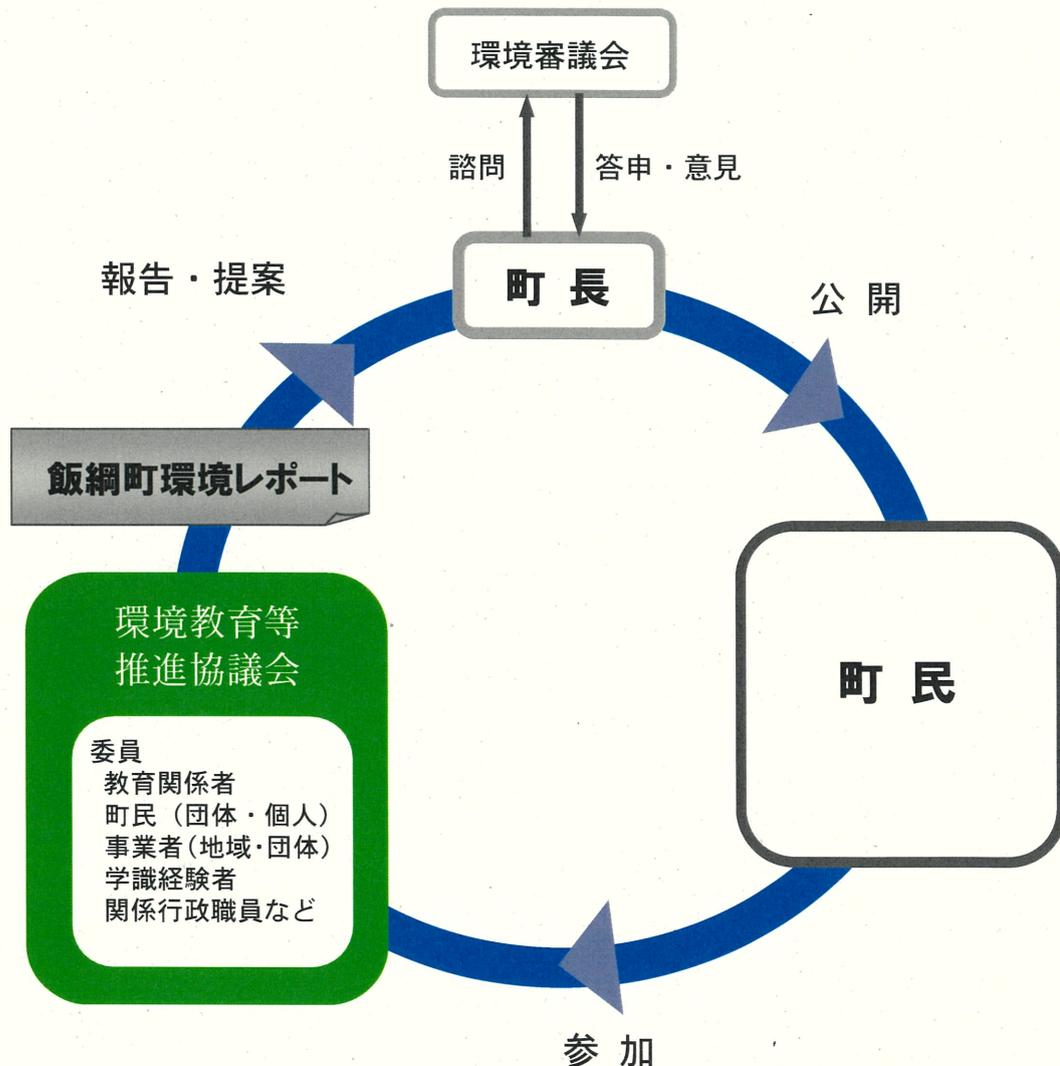
## 2 進行管理

環境基本計画で定めた取組の進行管理は、「環境教育等推進協議会」が中心となって行います。

また、環境基本計画に沿って取組が進んでいるかどうかの判断は、役場各担当課から報告される指標の実績値や計画の見直し時期などを目処におおむね5年ごとに実施するアンケート結果、「環境教育等推進協議会」の協議結果などに基づいて行います。

「環境教育等推進協議会」は原則公開とし、単なるに数値的な進捗だけでなく、取組方法や指標等が適切かどうかなど環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の動向等を勘案し、総合的な視点から協議等を行います。

これらの結果は、『飯綱町環境レポート』としてまとめ、町長に報告するとともに、町公式ホームページ等により広く一般に公表します。



# あなたの行動が環境を変える！

みんなでこの美しい自然を守り育て、  
将来の世代へ引き継ぎましょう。

環境のことについて  
もっと知ろう！

町や学校、地域等で開催される環境講座や環境イベントなど環境について知る機会に積極的に参加しましょう。

豊かな自然は町の財産  
里山や川を守る活動に  
参加しよう！

飯綱町の豊かな自然を再発見してみませんか。  
豊かな生き物たちの世界を守り、育てていく活動に積極的に参加しましょう。

ごみを減らそう！

大切に使うってごみを減らしましょう(リデュース)。  
使えるものは繰り返し使いましょう(リユース)。  
ごみとして出さないで資源として再利用しましょう(リサイクル)。

ゴミのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう。

脱炭素に努めよう！

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を減らすために、家庭や事業所等での省エネルギー機器や再生可能エネルギー機器の積極的な導入や無理のない範囲でこまめな省エネ活動を心掛けましょう。

また、移動時には可能な範囲で公共交通機関を利用し、車を運転する時はアイドリングストップに努め、急発進、急ブレーキを減らしましょう。

農産物は地産地消を！

町の農業を応援し、食の安全や流通に伴う環境負荷を減らすために、できるだけ地元でできた旬の農産物を買うようにしましょう。また、食べ残しの削減や生ごみの自家処理(堆肥化)に取り組み、生ごみを減らしましょう。

# 資料編

- 1 飯綱町環境基本条例
- 2 飯綱町里山保全条例
- 3 飯綱町環境教育等推進協議会設置要綱
- 4 現在の町のすがた
- 5 第2次飯綱町環境基本計画改定までの経過
- 6 環境審議会への諮問及び答申
- 7 環境基本計画改定関係者名簿

# 資料編

---

## 1 飯綱町環境基本条例

(平成 18 年 3 月 24 日条例第 16 号)

### 目次

#### 前文

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 5 条)
- 第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策
  - 第 1 節 施策の基本方針等 (第 6 条 - 第 8 条)
  - 第 2 節 基本施策 (第 9 条 - 第 18 条)
  - 第 3 節 施策の推進体制等 (第 19 条・第 20 条)
- 第 3 章 飯綱町環境審議会 (第 21 条 - 第 25 条)
- 附則

### 前文

私たちのまち飯綱は、雄大な飯綱山のふところに抱かれ豊かな自然の恵みのもとで、先人の努力の中で歴史を刻み、伝統と文化を育んできた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生、身近な自然の減少、都市生活型公害などをもたらし、更にはあらゆる生物の生存基盤である地球環境をも脅かすまでに至っている。

私たちは、健康で安全な生活を営み、潤いとやすらぎのある良好な環境を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

私たち飯綱町民は、この美しい自然を守り育てるとともに、地球環境の大切さを自覚し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会と未来に誇りうる飯綱町を実現するため、ここに、この条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造 (以下「環境の保全等」という。) について基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、全ての町民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で豊かな環境の恵みを受取るとともに、この環境が将来の町民に引き継いでいく責務を有することを認識して、積極的に行わなければならない。

2 環境の保全等は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、町、町民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに、自主的かつ積極的に行わな

ればならない。

- 3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、自らその社会経済活動に際して環境の保全等に資する取組を率先して実行するとともに、町民及び事業者の環境の保全等に資する取組を支援する責務を有する。

(町民の責務)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 町民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全等に関する基本的施策

### 第1節 施策の基本方針等

(基本方針)

第6条 町は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 町民の健康が守られ、生活環境に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全な環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の保護及び健全な自然環境に寄与する農地等の保全を図り、人と自然との豊かなふれあいが保たれること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 自然環境と一体となった地域性豊かな景観の確保並びに歴史的及び文化的な特性を生かした良好な環境を創造すること。
- (5) 環境の保全に資する取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。
- (6) 町民及び事業者の環境の保全に資する自発的かつ積極的な取組が促進されること、及び町民等の意見が反映されること。

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境への配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民の意見が反映されるよう努めるとともに、飯綱町環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第8条 町長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

## 第2節 基本施策

(施策の策定等に当たっての環境優先)

第9条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全を優先するよう努めるものとする。

(規制的措施)

第10条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措施)

第11条 町は、町民及び事業者が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導するため、助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第12条 町は、環境の状況の把握その他環境の保全等の施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

- 2 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な監視、調査等の体制を整備するよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第13条 町は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第14条 町は、町民及び事業者が環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 町は、町民及び事業者が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第16条 町は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第17条 町は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これらに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第18条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進される必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 施策の推進体制等

#### (推進体制の整備)

第19条 町は、環境の保全等に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

#### (地球環境の保全等に関する協力)

第20条 町は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全等に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第3章 飯綱町環境審議会

#### (設置)

第21条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、飯綱町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、町長の諮問に応じて環境の保全等に関する基本的事項について調査又は審議するほか、必要に応じて環境の保全等に関する基本的事項について町長に意見を述べるができる。

#### (組織等)

第22条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者及びその他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会は、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第23条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

#### (特別委員)

第24条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

#### (補則)

第25条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

#### (牟礼村環境基本条例の廃止)

2 牟礼村環境基本条例（平成12年条例第20号）は、廃止する。

#### 附 則（平成24年9月25日条例第30号抄）

#### (施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

## 2 飯綱町里山保全条例

(平成 17 年 10 月 1 日条例第 104 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、里山の保有する緑は、豊かな自然を育むことから、その保全について基本理念を定め、町、土地所有者等町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その保全に関する施策について、必要な事項を定めることにより、緑豊かな里山環境の形成を図り、もって町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山 集落地及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は樹林と草地、農地、水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域をいう。
- (2) 土地所有者等 里山を所有し、管理し、又は占有している者をいう。

(基本理念)

第 3 条 里山を守ることは、本町の美しい自然を楽しみ、歴史的・文化的環境を存続させ、生活に潤いと安らぎのある里山環境を形成し、健全な生態系を保持するとともに、災害に強く安全な町を作るうえで、極めて重要であることから、次代に継承することを目的として行わなければならない。

2 里山を守るためには、町、土地所有者等、町民及び事業者が緑の重要性を認識し、相互に連携し、協力しなければならない。

(責務)

第 4 条 町は、前条に定める里山を守ることの基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里山を守ることについての施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 土地所有者等町民及び事業者は、基本理念にのっとり、町が行う施策に協力するとともに、自ら木を守ることに努めなければならない。

(連携)

第 5 条 町は、里山を守る施策に当たり、関連する連携機関と連携を図るものとする。

2 飯綱町森林構造・森林整備推進協議会（以下「協議会」という。）は、里山を守ることについての基本的事項又は重要事項を調査・協議し、里山を守ることに係る事項について町長に意見を述べるができる。

(緑化の推進)

第 6 条 町長は、管理する道路、公園、庁舎等を含む公共施設の緑化を推進するものとする。

2 土地所有者等町民及び事業者は、私有する宅地内、個人有林及び管理・所有する施設の緑化に努めるとともに、町・地域における緑化の推進活動に、積極的に参加するように努めなければならない。

(推進地区及び保存樹木の指定)

第 7 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する林地を林地保全推進地区（以下「推進地区」という。）及び保存樹林・樹木（以下「樹木等」という。）として指定することができる。

- (1) 歴史・文化的環境を維持するために、保存することが必要な樹木
- (2) 人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、保存することが必要な樹木

(3) 健全な生態系を保持するために、保存することが必要な樹木

(4) 災害に強く安全な農村を作るために、保存することが必要な樹木

2 町長は、推進地区及び樹木等の指定をしようとするときは、協議会の意見を聴き、当該指定をしようとする土地の所有者の承諾を得なければならない。

(推進地区及び保存樹林等の保存義務)

第8条 推進地区及び保存樹木等の所有者は、当該推進地区及び保存樹木等について、枯損の防止とその保存に努めなければならない。

(指定の公表)

第9条 町長は、第7条第2項の規定により推進地区及び樹木等を指定したときは、これを公表するものとする。

(指定の変更、解除)

第10条 町長は、指定した地区及び樹木について、必要があると認めたときは、協議会の意見を聴き、その指定を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定による指定の変更、解除については、前条の規定を準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

### 3 飯綱町環境教育等推進協議会設置要綱

(令和元年8月19日告示第75号)

(設置)

第1条 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「法」という。)第8条の2第1項に規定する環境教育等推進協議会として、飯綱町環境教育等推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び連絡調整を行う。

- (1) 法第8条第1項に規定する行動計画(以下「行動計画」という。)の作成に関すること。
- (2) 行動計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境教育等に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育、幼児教育及び社会教育の関係者
- (2) 町民団体等の関係者
- (3) 事業者の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による町民
- (6) 町の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要に応じ委員以外の者に、協議会への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、住民環境課において処理する。

(報償)

第9条 委員の報償は、飯綱町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年飯綱町条例第31号)第1条を準用する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 4 現在の町のすがた

### 気 候

飯綱町の過去3年間（令和元年から令和3年）の平均気温は11℃、平均年間（4月から11月）降水量は739mm、平均降雪量は431cmとなっています。計画当初に記載した平成24年から平成26年までの3年間と比較すると、平均気温に変化はありませんが、平均降水量は増え、平均降雪量は減少しています。

気温の年較差と日較差が激しく、湿度は低く降水量の少ない内陸性気候を呈しています。

また、全国と同様に飯綱町の周辺では、平均気温が上昇傾向にあり、近年その上昇スピードが増しています。

### 主な山々

町からは北信五岳（飯縄山、黒姫山、妙高山、戸隠山、斑尾山）のすばらしい眺望が広がっています。子どもたちは「ま（斑尾）み（妙高）く（黒姫）と（戸隠）い（飯縄）」と唱えて覚えたそうです。

飯縄山（1917.4m）は、新しい町名が示すように町の象徴でもあります。かつては火山であり、周辺の山々（霊仙寺山、天狗岳など）が大輪山の原形をとどめています。飯縄山は、山容の美しいところから「信濃富士」と呼ばれています。これら鳥居川南西部地域の山は、長野市と隣接して、三登山（923.0m）、髻山（744.4m）等があります。

また、鳥居川北東部地域の山は、北に斑尾山（1381.8m）、中央に戸谷峰（756m）、鼻見城山（722.1m）があります。

### 主な河川と用水

鳥居川（一級河川）は、戸隠神社中社の越水ヶ原に源を発し、飯縄山、黒姫山の山裾の接合線流れ、信濃町を通り、飯綱町の中央を流れていきます。途中で牟礼側の八蛇川と合流し、中野市で千曲川に合流します。鳥居川からは芋川、倉井、普光寺等の5つの用水が取水され、水田を潤しています。芋川用水の歴史は1,500年代後半の室町時代にまで遡ります。

28年の歳月をかけて開かれた用水は、その後江戸時代に掘り継がれ、現在のように30kmになりました。この江戸・寛文時代には、倉井用水、普光寺用水等も整備され、多くの新田が切り開かれ、北国街道・牟礼宿を支えました。用水工事を指揮した飯山藩士野田喜左衛門は後世の人々から“水の神”と称えられ崇拝される存在として語り継がれています。



『倉井用水』



『芋川用水』

鳥居川の北東部に位置する斑尾川は斑尾山の南斜面に源を発し、飯綱町北部を大きく蛇行して中野市の千曲川と合流します。斑尾川からは堀越用水等19の用水が取水されています。

一方、鳥居川の南部を流れる八蛇川（一級河川）は、飯縄山の東山腹滝ノ沢の爆裂火口を源とし、支流を集めながら中郷の田畑を潤しながら、鳥居川に注いでいます。

## 湖沼

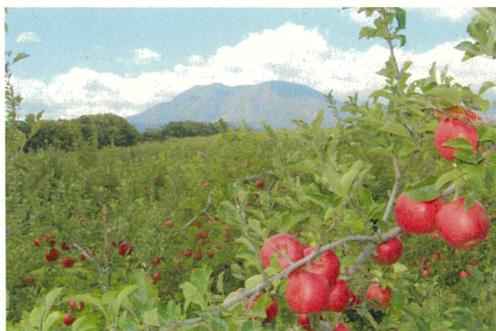
飯縄山、霊仙寺山の南～南東麓は、低湿な沼沢地が火山体を取り囲むように分布していて、炭酸泉や鉱泉が湧出するものが多くあります。現在のゴルフ場がある滝ノ沢には、町で唯一の自噴泉があります。霊仙寺湖は飯縄山の東山麓に位置した人工湖ですが、もともとは大谷地と呼ばれる湿地でした。ここを流れる水が多量の鉄分を含みますが、これらを沈殿させ、農業用水として利用するために昭和48年に作られました。

## ため池

町の水環境を特徴づけるものにため池もあげられます。ため池は、水田を灌漑するための水を確保することを目的として造られたもので、水不足に苦勞を重ねてきた本地域では、用水とともに大きな役割を果たしてきました。特に明治末期の干ばつにより、ため池が造られたところも多く見られます。現在は全国的には場整備などによりため池は減少しています。一方で近年、ため池は農業用だけではなく、多様な生き物を育み、ふるさとの景観を受け継ぐ場として再評価されてきています。飯綱町でも、町の天然記念物であるトウギョがため池に生息しています。

## 景観

飯綱町は北信五岳に抱かれ、その全てが見渡せるすばらしい景観を誇ります。また、それらの山々の麓に広がる田畑やりんご畑と点在する集落は、農村の原風景としてこれからも大切に守りたい景観です。平出地区に10haに渡って広がるもも畑『丹霞郷』では、春の花の時期を迎えると薄紅色に染まり、多くの人々が訪れています。



『りんご畑』



『丹霞郷』

## 5 第2次飯綱町環境基本計画改定までの経過

| 年 月 日   |           | 主 な 内 容   |
|---------|-----------|---|
| 平成 28 年 | 12 月 21 日 | 飯綱町第 2 次総合計画（前期基本計画）策定  |
| 平成 30 年 | 3 月       | 第 2 次環境基本計画（平成 30 年度～令和 9 年度）の決定  |
| 平成 31 年 | 3 月       | 飯綱町地域新エネルギービジョン（平成 26 年度～令和 5 年度）中間見直し  |
| 令和 3 年  | 1 月       | 住民満足度調査 実施<br>調査対象：18 歳以上の町民 1,200 人（無作為抽出）<br>回収数（回収率）：540 人（45.0%）  |
| 令和 3 年  | 12 月      | 第 2 次飯綱町総合計画後期基本計画（令和 4 年度～8 年度）策定  |
| 令和 4 年  | 9 月       | 地球温暖化対策に関するアンケート調査 実施<br>調査対象：20 歳以上の町民 1,200 人（無作為抽出）<br>町内に事業所を持つ事業者 257 社<br>回収数（回収率）：町民アンケートが 472 人（39.3%）<br>事業者アンケート 103 社（40.1%） |
| 令和 5 年  | 7 月 28 日  | 第 1 回 飯綱町環境審議会<br>・第 2 次環境基本計画の中間見直し（改定）について諮問<br>・第 2 次環境基本計画改定版（素案）の説明、検討等  |
| 令和 5 年  | 8 月 25 日  | 第 2 回 飯綱町環境審議会<br>・第 2 次環境基本計画改定版（素案）の検討、審議等  |
| 令和 5 年  | 9 月 26 日  | 第 3 回 飯綱町環境審議会<br>・第 2 次環境基本計画改定版（案）の審議、確定等<br>・答申書（案）の審議、確定等   |
| 令和 5 年  | 10 月 4 日  | 第 2 次環境基本計画の中間見直し（改定）について町長へ答申  |
| 令和 5 年  | 10 月      | 第 2 次環境基本計画改定版 策定   |

## 6 環境審議会への諮問及び答申

### 諮問書

5 飯住生第 27 号  
令和 5 年 7 月 28 日

飯網町環境審議会 会長 様

飯網町長 峯村勝盛

#### 第 2 次飯網町環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

平成 30 年 3 月に本町の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 30 年度から令和 9 年度（2018～2027 年度）を計画期間として策定した第 2 次飯網町環境基本計画について、計画策定から 5 年が経過し、環境を取り巻く社会情勢も変化の中で、本計画の今までの取り組みの検証と新たな課題に対応する、より実効的な本計画を推進するため令和 5 年度において見直しを行います。

つきましては、第 2 次飯網町環境基本計画の見直し内容について飯網町環境基本条例第 7 条の規定により貴審議会の意見を求めます。

### 答申書

令和 5 年 9 月 26 日

飯網町長 峯村勝盛 様

飯網町環境審議会  
会長 青山政一

#### 第 2 次飯網町環境基本計画の中間見直しについて（答申）

令和 5 年 7 月 28 日付け 5 飯住生第 27 号で諮問がありましたこのことについて、当審議会にて慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、望ましい環境の将来像である「健全で豊かな環境の恵みを守り継承する飯網町」の実現に向け、下記の点に留意し、取り組まれるよう申し添えます。

#### 記

- 1 計画の推進に向けて、役場関係各課との連携はもとより、町・町民・事業者が一丸となって取り組むこと。また、町民・事業者の協力が不可欠であることから、積極的な広報啓発活動に努めること。
- 2 環境を取り巻く社会情勢の変化により、それに対応する適切な取り組みや指標が求められることから、必要に応じて計画内容を柔軟に見直すこと。
- 3 不法投棄が依然として後を絶たない状況であることから、より実効的な未然防止対策を検討し実施すること。
- 4 地球温暖化による自然災害の増加や気候変動による農産物等への影響を鑑み、地球温暖化対策となる取り組みを積極的に進めること。

## 7 環境基本計画改定関係者名簿

飯綱町環境審議会委員

(順不同・敬称略)

| 役 職 | 氏 名    | 所 属 等        | 選出区分        |
|-----|--------|--------------|-------------|
| 会 長 | 青山 政一  | 飯綱町区長会       | 識見を<br>有する者 |
| 副会長 | 田中 信雄  | 飯綱町商工会       |             |
| 委 員 | 目須田 修  | 飯綱町議会        |             |
|     | 石川 信雄  | 飯綱町議会        |             |
|     | 高橋 明彦  | 飯綱町農業委員会     |             |
|     | 深津 清一  | 飯綱町農業委員会     |             |
|     | 清水 信一  | 飯綱町区長会       |             |
|     | 倉島 郁子  | 飯綱町婦人会       |             |
|     | 佐藤 アツ子 | 飯綱町三水消費者の会   |             |
|     | 小田切 菊代 | 飯綱町ボランティア連絡会 |             |
|     | 永原 英子  | 飯綱町社会福祉協議会   |             |

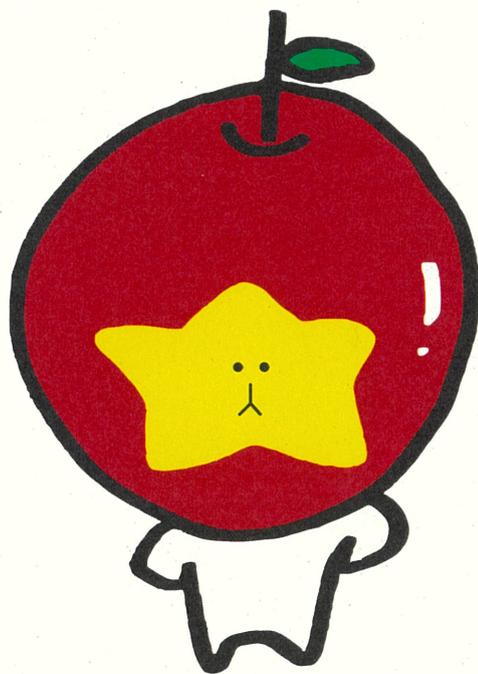


# 第2次飯綱町環境基本計画

## (令和5年度改定版)

～健全で豊かな環境の恵みを守り継承する飯綱町～

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 発行年月 | 令和5年10月                           |
| 発行   | 飯綱町                               |
| 編集   | 飯綱町 住民環境課 生活環境係                   |
|      | 〒389-1293                         |
|      | 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795 番地 1          |
|      | 電話：026-253-4762 FAX：026-253-6887  |
|      | Mail：seikan@town.iizuna.nagano.jp |



飯綱町 PR キャラクター「みつどん」